

# とくしま オーガニック情報

NPO法人徳島県有機農産物認証協会機関誌

## 第2号

徳島市かちどき橋1丁目41番地  
徳島県林業センター4階  
徳島県農業会議内  
TEL 088-655-8368  
FAX 088-655-8364

### 有機認定 第1号

## 木屋平村 天田善信さん



木屋平村森遠の天田善信さんが本協会の有機認定第1号になりました。天田さんは昭和37年に桑園跡10aにユズを植栽、その後、徐々に桑園跡にユズを植栽し、昭和61年に現在の栽培面積である6,756㎡まで規模拡大しました。そして、ユズに付加価値を付けるために平成12年5月から全園有機栽培に取り組み、昨年10月上旬に転換期間中の有機認定を申請、11月28日に認定されました。現在、同村内には306戸の農家がユズ22haを栽培、この内、規模の大きい10戸程の農家が、有機ユズの産地化を図るため、農業改良普及センターの指導を受け、今夏の有機認定の申請に向け、その準備を進めております。

## 本年度 有機認定

なお、本協会では、本年度4件の有機認定をしましたが、あと3件は次のとおりです。

- 第2号は、徳島市北矢三町2丁目3番16号の徳島精工株式会社さんです。認定工場は板野郡吉野町にある同社阿北工場で、有機の「乾燥麴」・「粉末乾燥麴」・「α化米」を製造します。  
※α化米は、乾燥蒸米のことです。
- 第3号は、美馬郡美馬町字中耕地84番地の美馬キウイ生産組合さんです。組合員は4名で、認定圃場は12,103㎡あり、有機の「キウイフルーツ」を生産します。
- 第4号は、板野郡土成町大字郡176の有限会社太閤酒造場さんです。有機の「甘酒」を製造します。

# 1年間の活動記録

## ●第2回理事会

平成14年5月22日、徳島市「眉山会館」で、第2回理事会を開き、①総会議案、②有機認定基準、③有機JASマークの表示、④認定申請に係る標準処理期間の設定などについて協議しました。

## ●第2回通常総会

平成14年5月22日、徳島市「眉山会館」で、第2回通常総会を開き、①平成13年度の事業報告・収支決算、②平成14年度事業計画・収支予算などについて審議しました。

## ●「JAS法の適正表示」研修

平成14年5月22日、徳島市「眉山会館」で、「JAS法の適正表示」について研修しました。

## ●「有機農産物の生産行程管理者」等講習会

平成14年6月26日、徳島市「眉山会館」で、「有機農産物の生産行程管理者」等講習会を開き、受講・修了者に「修了証」を交付しました。



## ●徳島ビジネスチャレンジメッセ出展

平成14年10月17・18・19日、徳島市「アスティとくしま」で、開催された徳島ビジネスチャレンジメッセに出展しました。



## ●第1回判定委員会

平成14年11月28日、徳島市「さくら荘」で第1回判定委員会を開きました。

## ●和歌山県における特別栽培農産物認証制度の取り組みについて視察研修

平成14年12月19日、NPO法人和歌山有機認証協会で「和歌山県における特別栽培農産物認証制度の取り組みについて」視察研修しました。

## ●有機JAS制度のPR

平成15年2月2日（日曜日）、徳島新聞（朝刊）の5段を使って有機JAS制度のPRをしました。

## ●第2回判定委員会

平成15年2月12日、徳島市「さくら荘」で第2回判定委員会を開きました。

## ●第3回判定委員会

平成15年2月17日、徳島市「さくら荘」で第3回判定委員会を開きました。

## ●第4回判定委員会

平成15年3月31日、徳島市「さくら荘」で第4回判定委員会を開きました。

## 新有機認定費用

昨年10月18日から本協会の有機認定費用が下記のように変更になりました。旧に比べ2万円程度安くなり、全国の登録認定機関の中では最も安いクラスになりました。

### 1. 認定申請手数料

単位：円

申請者の種別		認定申請手数料	
1	有機農産物の生産行程管理者（個人）	一般	18,370
		会員	18,370－会費10,000
2	有機農産物の生産行程管理者(団体)	栽培者が9人以内	一般 栽培者1人につき18,370
		栽培者が9人以内	会員 18,370×栽培者数－会費30,000
	栽培者が10人以上	一般	{18,370×9人+(栽培者数－9人)×15,370}
		会員	{18,370×9人+(栽培者数－9人)×15,370}－会費30,000
3	製造又は加工業者	一般	29,970
		個人会員	29,970－会費10,000
		団体会員	29,970－会費30,000
4	小分け業者	一般	18,370
		個人会員	18,370－会費10,000
		団体会員	18,370－会費30,000

注) ①上記計算式により算出された金額がマイナスとなった場合は、ゼロとします。

②会費分の減額については1会員1申請に限ります。

## 2. 実地検査費用

### 1) 生産行程管理者に対する検査員の実地検査費用

単位：円

1	検査に要する時間が4時間未満の場合（概ねほ場数5枚まで）	5,000
	同上 8時間未満の場合（概ねほ場数10枚まで）	10,000
	同上 8時間を超える場合（概ねほ場数11枚以上）	4時間を超える毎に5,000加算
2	宿泊費及び検査員が居住する最寄り駅から検査地までの交通費（原則として公共機関）	実 費
3	実地検査報告書作成費	5,000

### 2) 製造又は加工業者に対する検査員の実地検査費用

単位：円

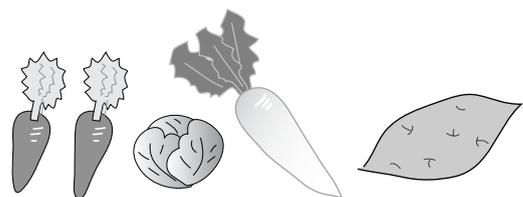
1	検査に要する時間が4時間未満の場合（概ね2工程まで）	10,000
	同上 8時間未満の場合（概ね4工程まで）	15,000
	同上 8時間を超える場合（概ね5工程以上）	4時間を超える毎に5,000加算
2	宿泊費及び検査員が居住する最寄り駅から検査地までの交通費（原則として公共機関）	実 費
3	実地検査報告書作成費	5,000

### 3) 小分け業者に対する検査員の実地検査費用

単位：円

1	小分け施設1ヶ所につき	10,000
2	宿泊費及び検査員が居住する最寄り駅から検査地までの交通費（原則として公共機関）	実 費
3	実地検査報告書作成費	5,000

※2年目からは、「監査手数料」と「実地検査費用」が必要になります。「監査手数料」は「認定手数料」の約2割減ですが、「実地検査費用」については、変わりはありません。



よくある 質問 と その 回答

有機JAS規格第4条の「ほ場等の条件」について次のような質問をよく受けます。

Q 1

「周辺から使用禁止資材（JAS規格で認められていない肥料、土壌改良資材、農薬）が飛散しないように明確に区分されていること」となっていますが、その考え方について教えてください。

A

本協会の基準は次のとおりです。

- 畦畔等により1m以上の間隔を設け、必要に応じ次の措置を取る
  - ・緩衝用に農産物を栽培するか、防風樹を植える
  - ・防風ネットを設置する

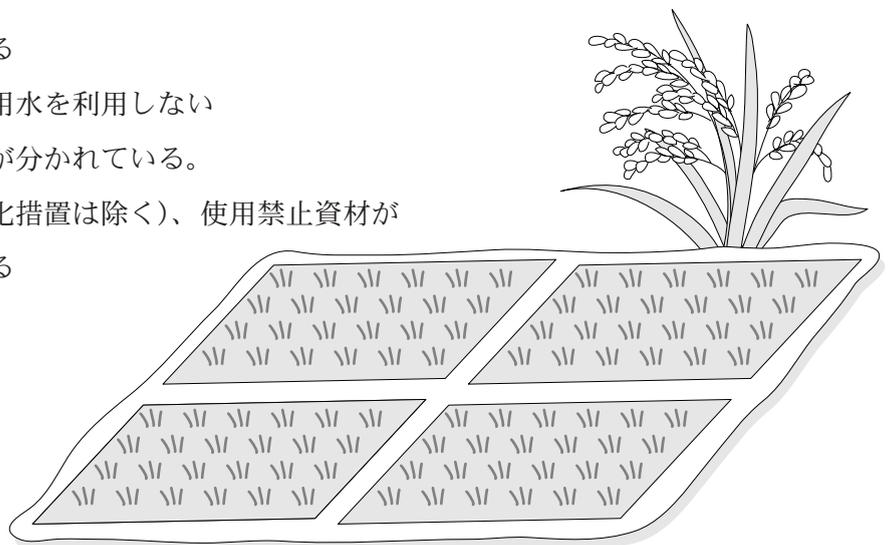
Q 2

「水田は、その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること」となっていますが、その考え方について教えてください。

A

本協会の基準は次のとおりです。

- ・河川から直接取水する
- ・井戸水を利用する
- ・湖、沼、池から取水する
- ・慣行栽培ほ場を流れた用水を利用しない
- ・入用水路と排水用水路が分かれている。
- ・その他（貯留による浄化措置は除く）、使用禁止資材が流入しない措置を講じる

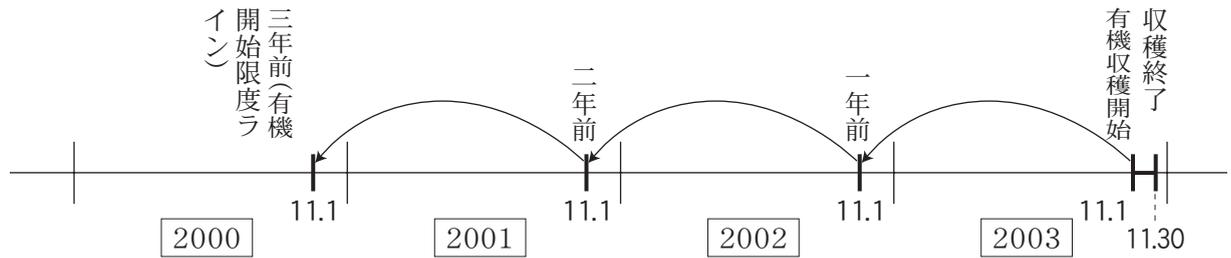


**Q 3**

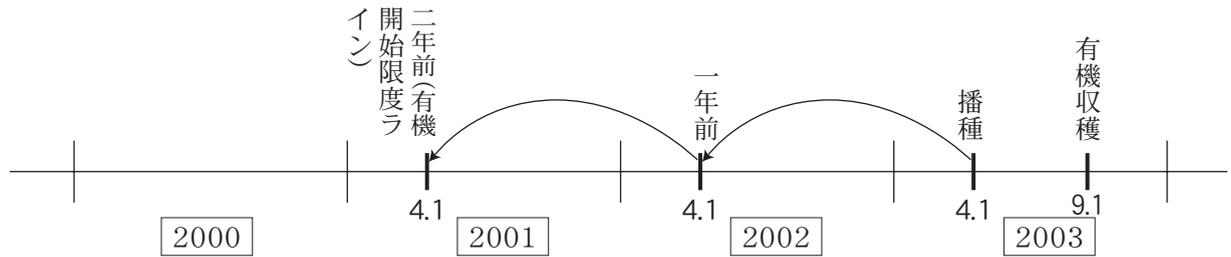
「①多年生作物は有機開始から、最初の収穫までに3年以上経過していること。②その他の作物（単年生作物）は有機開始から、最初の播種または作付けまでに、2年以上経過していること、③転換期間中有機農産物の圃場条件は、収穫の1年以上前に有機を開始していること」となっていますが、その考え方について教えてください。

**A**

① 多年生作物の場合

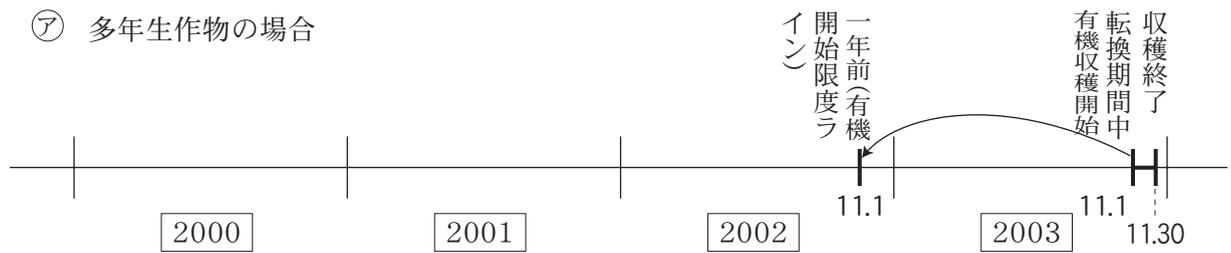


② 単年生作物の場合

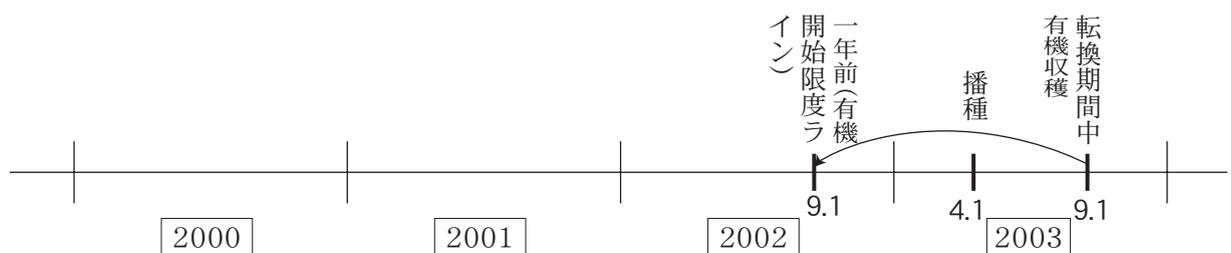


③ 転換期間中の場合

㊦ 多年生作物の場合



㊧ 単年生作物の場合



## ◆本協会会員◆

平成15年3月31日現在

## 個人会員

## 団体会員

加 集 彰 夫	徳島県農業協同組合中央会	日新酒類株式会社
●北 岡 忠 幸	全国農業協同組合連合会徳島県本部	光食品株式会社
木 内 良太郎	徳島市農業協同組合	●徳島精工株式会社
後 藤 實	大津農業協同組合	●株式会社 谷食糧
斎 藤 定 一	東とくしま農業協同組合	有限会社 かじもと農園
●塩 田 勇	●阿南農業協同組合	有限会社 酒井農園
佐々木 照 夫	かいふ農業協同組合	有限会社 西地食品
●高 尾 茂	板野郡農業協同組合	●かねきち産業有限会社
田 村 博 昭	市場町農業協同組合	●有限会社 太閤酒造場
●長 江 勇	美馬農業協同組合	●野田ハニー食品工業株式会社
●阪 東 三智子	阿波みよし農業協同組合	美馬郡有機の里推進協議会
福 徳 進 一	株式会社 アクト	社会福祉法人 あゆみ園
藤 川 清 幸	市岡製菓株式会社	徳島県農業会議
曲 清 春	株式会社 岡萬商店	●印は平成14年度に新しく会員になった方です。 (順不同)
山 上 英 吉		

## 本協会の趣旨

徳島県内の有機農産物の生産者、流通業者及び加工業者に対して、JAS法に基づく、有機農産物及び有機農産物加工食品の認証活動などを行うことにより、環境にやさしい農業の発展に寄与することを目的とする。

## 本協会の主な事業

- ・ J A S 法に基づく有機食品の認証事業
- ・ 有機食品認証制度に関する啓発普及事業
- ・ 有機食品流通促進のための情報交換の事業
- ・ その他目的を達成するために必要な事業

## 会員のメリット

- ・ 認定申請手数料の減免
- ・ 講習会、研修会、視察等参加費の減免
- ・ 広報誌への広告掲載
- ・ 生産者、消費者、流通業者、加工業者による情報交換会（商談会）の開催

## 年会費

個人会員 10,000円      団体会員 30,000円

## ◆◆◆◆◆お知らせ◆◆◆◆◆

### 〈有機農産物生産行程管理者等講習会の開催計画〉

本協会に認定申請をする「有機農産物の生産行程管理者」、「有機農産物加工食品製造業者」、「有機農産物及び有機農産物加工食品の小分け業者」は、本会、もしくは（社）日本農林規格協会が行う「有機農産物生産行程管理者等講習会」と「有機農産物等格付担当者講習会」を受講・修了する義務があります。

「有機農産物生産行程管理者等講習会」については本年6月頃に開催する計画です。場所は徳島市内で、時間は半日程度です。受講料は、本協会会員は無料、一般の方は2,000円です。具体的日程等が決まり次第、広くご案内します。また、「有機農産物等格付担当者講習会」についても同日に開く計画です。

なお、これらの講習会は認定後、1年以内の受講・修了も認められております。

### 〈申請書の配付〉

- ◎「有機認定申請書」は、本協会の事務所で直接、又は郵送で配付します。
- 事務所での配付は、土・日曜日、祝祭日、年末年始以外の午前8時半～午後5時までの間に行います。
- 郵送をご希望の方は、240円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封の上、郵送でお申し込みください。
- 申請書は、フロッピーディスク(一太郎、ワード)で配付することも可能です。

### 事務所案内図



## 編集後記

準備に約2年間かけ満を持して昨年4月23日に登録認定機関としてスタートしたものの、半年間、認定申請がなく心配しておりました。が、10月に入って最初の申請があってからは、次々と申請が来るようになりました。そして、実務の経験不足などで多少手間どり関係者の方にご迷惑をお掛けしましたが、3月末までに4件の有機認定をすることができました。

今後、尚一層の認定業務の推進に努めてまいりますので、皆様方のご指導ご鞭撻の程をお願いするとともに、不明な点などがあれば遠慮なくお申し出下さい。

本協会事務局・本誌編集担当 難波 力